

(2) 市町村による認定事業者以外の再資源化事業者の適正処理の確認の徹底

前述1-(1)-ウ-(イ)のとおり、小型家電リサイクル法第5条第1項により、市町村が使用済小型家電を引き渡すことができるのは、認定事業者に限られず、使用済小型家電の再資源化を適正に実施し得る者であればよいとされている。

基本方針においては、市町村は、認定事業者以外の者に引き渡す場合、使用済小型家電が海外に輸出され、輸出の相手国や再輸出先の第三国で不適正に処分され環境汚染を引き起こしているとの事例も指摘されていることに十分留意し、当該引渡先が適切か否かについて、自らの責任で確認することなどが求められている（基本方針の三の2参照）。

契約ガイドラインでは、「使用済小型家電の再資源化を適正に実施し得る者」とは、認定事業者と同様に適正な再資源化を実施できる者とされており、市町村は、認定事業者以外の再資源化事業者者に引き渡す場合、当該事業者の小型家電リサイクル法の基準（事業の内容、施設の能力及び欠格要件）への適合性について確認すること等が求められている（収集区域の基準を満たすことは求められていない。）。また、契約ガイドラインでは、認定事業者以外の再資源化事業者の適正性の確認項目が示されており、事業内容の適正性に関する確認事項として、次の点などが挙げられている（項目資料4-(2)-①、契約ガイドラインの別添の別紙参照）。

- ① 市町村が回収した使用済小型家電の処理について、再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合にあってはその委託先が明確であり、使用済小型家電の中間処理工程で少なくとも「鉄、アルミ、非鉄金属類、プラスチック、その他」に高度に分別されていること。
- ② 密閉型蓄電池等の処理先が適正であること。
- ③ フロン類の回収及び破壊を行う者が適正であること。
- ④ 市町村から回収した使用済小型家電に含まれる個人情報記録されているものについて、監視カメラや鍵付保管箱等で適切な個人情報漏えい防止対策がなされていること。
- ⑤ 再使用(注1)を行う場合に対し、事業者が通電検査の実施による動作確認や、大きな破損や傷、汚れが無い等について確認すること。

(注1) 小型家電リサイクル法施行規則第2条第9号において、「再使用」とは、「使用済小型電子機器等の全部又は一部を、小型電子機器等の全部又は一部として再度使用し、又は販売する者に有償又は無償で譲渡すること」とされている。

- ⑥ 市町村が、使用済小型家電の再資源化事業の実施状況（再資源化された金属量等）について、事業者から事業終了報告を受ける等により把握できること。

今回、調査対象144市町村のうち、平成27年度に回収した使用済小型家電を認定事業者以外の再資源化事業者者に引き渡している市町村が33市町村みられた。

これら33市町村のうち、13市町村においては、小型家電リサイクルを実施しているとの認識がなかったことから、認定事業者以外の再資源化事業者の事業内容の適正性を確認等していなかった（項目資料4-(2)-②参照）。

一方で、上記33市町村のうち、小型家電リサイクルを実施していると認識している20市町村について、平成27年度に契約していた認定事業者以外の再資源化事業者の事業内容の適正性の確認等の状況について調査したところ、次のような状況がみられた（項目資料4-(2)-③参照）。

- i) 13市町村では、再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合における委託先や、中間処理工程で少なくとも「鉄、アルミ、非鉄金属類、プラスチック、その他」に高度に分別されているか確認していない。
- ii) 密閉型蓄電池を引き渡している18市町村のうち13市町村では、処理先が適正であるか確認していない。
- iii) 除湿機などのフロン類を使用している使用済小型家電を引き渡している12市町村のうち8市町村では、フロン類の破壊の回収及び破壊を行う者が適正であるか確認していない。
- iv) パソコンや携帯電話端末等の個人情報漏えい防止対策が必要な使用済小型家電を引き渡している19市町村のうち12市町村では、監視カメラや鍵付保管箱等で適切な個人情報漏えい防止対策がなされているか確認していない。
- v) 引渡先の再資源化事業者が再使用を行っている13市町村のうち12市町村では、事業者が通電検査の実施による動作確認や大きな破損や傷、汚れが無いかな等の確認を行っているか確認していない。
- vi) 16市町村では、事業終了報告により、再資源化された金属量等の再資源化事業の実施状況を把握していない。

上記のように事業内容の適正性の確認等を実施していないことについて、上記20市町村は、主に次の理由（複数回答あり）を挙げている。

- ① 契約ガイドラインに記載されている適正性の確認の必要性や確認内容について認識不足のため（10市町村）
- ② 認定事業者の再資源化事業計画において、収集運搬業者や中間処理業者などの関連会社と位置付けられている事業者（注2）であることから、適正に処理されていると考えたため（1市町村）
（注2） 当該市町村との契約に基づく使用済小型家電の引取りについては、認定事業者と関連なく別の業務として行われているものであった。
- ③ 引渡先の認定事業者以外の再資源化事業者から認定事業者へ使用済小型家電が引き渡されていることから、適正に処理されていると考えたため（3市町村）（注3）
（注3） 当該市町村は、当該認定事業者に対して再資源化事業計画にのっとり処理されているか確認していない。
- ④ 引渡先の再資源化事業者を認定事業者と誤解したため（1市町村）
- ⑤ 適切に再資源化を行うことを契約で求めており、改めて確認が不要と考えたため（2市町村）

また、再資源化事業の実施状況を事業終了報告などにより把握していない16市町村（上記vi参照）のうち2市町村は、把握していない理由として、事業者が市町村ごとに再資源化された金属量を算出することが困難としていることを挙げている。

これに関し、契約ガイドラインでは、認定事業者は1年間の合計の処理実績を国に報告することとされているため、市町村はそれを基に引渡数量等を用いて換算することで再資源化された有用金属の量を算定することができるとされている。

一方で、認定事業者以外の再資源化事業者についても、1年間の合計の処理実績及び1年間に市町村から引渡しを受けた使用済小型家電の数量等を基に再資源化された有用金属の量を算定する

ことで、市町村は、認定事業者以外の再資源化事業者から数量等について事業終了報告を受けることが可能である。しかしながら、契約ガイドラインの認定事業者以外の再資源化事業者に関する部分ではこのことについて示されていない（契約ガイドラインの別添参照）。

さらに、認定事業者以外の再資源化事業者に引き渡している33市町村のうち、4市町村において、認定事業者以外の再資源化事業者の事業の内容に対する適正処理の確認等の方法について、契約ガイドラインの内容では不明確なため、契約書の内容、現地調査における確認方法などについて、標準的な方法や実例等を示すなど、市町村が取り組むべき点を明確にしてほしいとの意見・要望がみられた（項目資料4-(2)-④参照）。

上記のような状況や意見を踏まえると、市町村が認定事業者以外の再資源化事業者に使用済小型家電を引き渡す場合に、当該事業者の事業内容の適正性の確認等を確実に実施するよう、市町村に対し、引渡先事業者の事業内容の適正性の確認等の必要性を改めて示すとともに、その確認等を促進するための情報を提供することが必要である。

【所見】

したがって、環境省及び経済産業省は、市町村が認定事業者以外の再資源化事業者に使用済小型家電を引き渡す場合の引渡し後の適切な処理を確保する観点から、契約ガイドラインの見直しなどにより、市町村に対し、次の点などについて改めて周知し、認定事業者以外の再資源化事業者の事業内容の適正性の確認等を適切に実施するよう促す必要がある。

- ① 市町村において事業内容の適正性の確認等を行う必要があること。
- ② 契約相手や引渡方法などに応じて適切に適正性の確認等を実施できるようにするため、契約及び確認に関する標準的な方法や内容、市町村における実例等
- ③ 認定事業者以外の再資源化事業者においても、当該事業者の1年間の合計の処理実績と各市町村からの使用済小型家電の引渡数量等を用いて市町村別の再資源化された有用金属の量を算定することができること。